#### NO. 144

June 2016 毎月15日発行 亀山市学校事務センタ-

# 事務センターだより

## 通勤手当・扶養手当・住居手当の事後確認について

給与規則では上記の三手当について、支給要件の具備の有無や適正な支給であるかどうかを確認することが定められています。今年も7月1日現在の手当について事後確認を行います。

通勤手当 →新規道路開通等により最短経路が出来たり、通勤方法に変更はありませんか?

住居手当 →借家に関わる契約内容(家賃額や契約者及び支払者・契約期間等)について変更ありませんか?

扶養手当 →被扶養者について、扶養状況に変化はありませんか?

例)・就職したりアルバイト等の収入で年額130万円以上の収入がありませんか?

・大学等に進学し別居している子に毎月一定額仕送りをしてますか?

各状況により添付していただく書類は異なります。

詳細につきましては6月下旬の職員会議等で事務職員から提案します。 締め切り日までに提出をお願いします。

-.

## 給与振込口座の変更について

給与振込口座の変更については、原則として年1回(5月給与振込分から)となっています。今年度の変更申請については5月上旬に入力処理を完了しました。ただし、婚姻等による改姓にかかる口座変更やローン契約による口座変更等については随時受け付けます。また特別な事情等によりやむ得ず変更しなければならない場合は事務職員までご相談ください。

## 旅費審査より

4月から5月にかけては、赴任旅費・家庭訪問・遠足・中体連春季大会などたくさんの旅費審査を行いました。

その中で今後特に気をつけていただきたい点があります。

中体連等大会へバスによる引率の旅行命令書の作成については基本的に

□旅費別途支給

口借上げバス・徒歩等

の2つに必ずチェックを入れてください。 そうすること旅費精算が不要となります。

### 夏のボーナスは6月30日

支給割合(正規職員の場合)

期末手当 1. 225月分 <u>勤勉手当 0. 80 月分</u> 計 2. 025月分

給与改定により支給割合が引上げられています。 (勤勉手当0.75月→0.80月)

- ※休職や介護休暇・部分休業等がある場合 は日数により減ぜられます。
- ※講師や新規採用者は任用期間によって 支給率が異なります。

#### 特殊勤務実績簿について

6月分は6月27日(月)締切

その後、すぐにシステム入力し、7月の給与で支給します。提出期限厳守でお願いします。 6月に宿泊研修や修学旅行の引率をされた 方は引率指導分も忘れずに含めてください。